

霧島市公有施設におけるEV充電設備導入に係る業務仕様書

1 目的

本市では、ゼロカーボンきりしま戦略に基づき、次世代自動車である電気自動車（EV）やプラグインハイブリッド（PHEV）の導入拡大を促進しているところである。

市が所有する施設等（以下、「市有施設」という。）に充電設備を導入することにより、市内における充電インフラの充実を図るとともに、ゼロカーボンシティの実現を目指すことを目的とする。

2 業務の概要

本業務は、市有施設の駐車場を活用し、EV等が利用可能な充電設備（配線等の附帯設備等を含む。以下、「EV充電設備等」という。）を整備するとともに、利用者への充電サービスの提供等の運用を行うものである。

(1) 費用負担

EV充電設備等の設計、設置工事、維持管理、保守メンテナンス、システム運用、各種手続等及び事業期間終了後のEV充電設備等の撤去に係る一切の費用は、本業務を受託した事業者（以下「受託者」という。）の負担とする。

(2) EV充電設備等を設置する施設及び充電設備の種類

ア 設置場所及び充電設備の種類

EV充電設備等を設置する施設は、別紙「設置希望場所及び充電設備の種類」のとおりとする。ただし、設置基数（口数）については、企画提案内容を踏まえ、市と協議のうえで決定する。

イ 電力の調達

EV充電設備等に使用する電力については、受託者が新規に電線引込工事を行ったうえで小売電気事業者と電力供給契約を締結することにより、直接調達すること。

ウ 土地の使用

【行政財産の使用】

EV充電設備等の設置に必要な用地等について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項に基づく行政財産の目的外使用許可を受けること。なお、事業期間中（前号の目的外使用許可を受けた日からEV充電設備等の撤去が完了する日まで）の使用に伴う施設使用料は、霧島市行政財産の使用料徴収条例（平成17年11月7日霧島市条例第74号）に基づき使用料を徴収する。

【駐車区画の使用】

E V等の充電に必要な駐車スペースについては、充電専用の区画は設けないものとする。

また、充電設備の運用時間は、設置する施設の駐車場の利用可能時間と同一とする。

エ 利用料金の設定及び徴収

充電に係る利用料金については、受託者が決定し、受託者が利用者から利用料を徴収する。その際の料金設定については、利用しやすい廉価な料金とすること。

3 業務の実施期間

(1) 運用開始時期

E V充電設備等の運用を開始する時期は令和8年度中とし、市と受託者との協議のうえで決定する。

(2) 運用期間

運用期間は、最長で運用開始後10か年が経過した日が属する年度の末日までとし、運用期間中は受託者の責任において、E V充電設備等の維持管理及び運営を行うものとする。ただし、市と受託者の協議により、運用期間を延長することとなった場合は、この限りではない。

(3) 運用終了後

運用期間終了後の行政財産の使用期間は3ヶ月以内とし、その間に設備の撤去工事を完了し、原状回復を行うものとする。その際、原状回復の範囲等については、市と協議のうえで決定する。

4 本業務の実施に伴う条件等

- (1) 第三者との間における紛争等に関しては、受託者として責任ある立場で解決するものとし、市（施設管理者を含む。）は一切の責任を負わない。
- (2) 本業務の実施に伴い国の補助事業を活用する場合は、受託者により申請等を行い、補助事業の条件に適応した内容で実施すること。
- (3) 国立公園内における作業等については、自然保護法に係る必要な手続を受託者が適切に行うこと。
- (4) E V充電設備等の整備にあたっては、受託者は、事前にE V充電設備等の仕様、設置場所、施工方法を記した施工計画書を市に提出し、市の承諾を得るものとする。
- (5) 設置工事は、施設の運用を維持したまま行うものとし、やむを得ず停電作業等が必要な場合は、事前に市と協議を行うものとする。
- (6) 本業務を実施するにあたり、受託者が市との間に取り交わす協定等に定める義務を履行しない場合には、協定等を解除することがある。この場合、受託者の責任と負担によ

り速やかに原状回復すること。

- (7) 受託者は、E V充電設備等の運転開始前後に事故や障害等が発生した場合は、ただちに市及び施設管理者に連絡したうえで対応し、その結果を市及び施設管理者に報告しなければならない。また、市又は施設管理者若しくは第三者から事故等の連絡を受けた場合についても同様とする。
- (8) 受託者は、施設の建築物や電気系統に損傷又は損害を与えた場合やE V充電設備等の整備及び管理に関する市との合意事項（協定書、行政財産使用許可書等において定める事項）に適合していないことにより施設等に損害を与えた場合、その他受託者の責めに帰すべき事由により市又は施設管理者若しくは第三者が損害を被った場合は、受託者がその損害を賠償する義務を負うものとする。
- (9) 受託者は、本事業を継続できなくなった場合は、市が適切と認めた第三者に権利及び義務を継承させることができるものとする。
- (10) 受託者は、本業務の実施にあたり、関係する法令、政令、省令、条例、規則、細則、要綱、要領、通知、通達等を遵守するものとする。
- (11) 受託者からの企画提案内容が達成できないことによる市の損失は、原則として、受託者の負担とする。
- (12) 受託者は、設置したE V充電設備等の1年度分の利用状況を、当該年度の翌年度4月末までに毎年度市に報告するものとする。
- (13) 利用者の個人情報は、法令に基づき適正に管理し、適切な情報セキュリティ対策を講じること。
- (14) 受託者は、業務上知り得た内容、情報等を第三者に洩らしてはならない。本業務終了後も同様とする。

5 その他

本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じたときは、市と受託者が協議のうえ、定めることとする。

設置希望場所及び充電設備の種類

| No. | 施設名称 | 所在地 | 充電設備の種類 | 出力 |
|-----|-----------|-------------------|---------|---------|
| ① | 牧園総合支所 | 霧島市牧園町宿窪田 791-1 | 普通充電器 | 6 kW 以上 |
| ② | 霧島高原国民休養地 | 霧島市牧園町高千穂 3311 | 普通充電器 | 6 kW 以上 |
| ③ | 丸尾公共駐車場 | 霧島市牧園町高千穂 3885-90 | 普通充電器 | 6 kW 以上 |
| ④ | 霧島市観光案内所 | 霧島市霧島田口 2459-6 | 普通充電器 | 6 kW 以上 |

備考)

- ・霧島市の所有地については、霧島市行政財産の使用料徴収条例（平成 17 年 11 月 7 日霧島市条例第 74 号）に基づき使用料を徴収します。使用料を徴収する面積は、受託者が設置する充電設備の基礎、引き込み電柱、その他付帯設備に使用する土地の面積です。使用料の算定方法は、土地の評価額を当該土地の全面積で除して得た額に使用を許可しようとする面積を乗じて得た額に 100 分の 4 を乗じて得た額とします。なお、使用料は年額で定めますが、使用期間が 1 年に満たない場合については、使用料の年額を当該年の日数で除して得た額に使用許可の日数を乗じて得た額とします。
- ・各施設の設置希望場所の詳細は、次ページ以降をご確認ください。

① 牧園総合支所

土地の所有者：霧島市

土地の使用料：1年あたり、360円/m²

設備設置場所：下記のとおりです。なお、実際のEV充電設備等の設置場所については、企画提案内容を踏まえ、市及び受託者と協議したうえで決定します。



② 霧島高原国民休養地

土地の所有者：霧島市

土地の使用料：1年あたり、156円/m²

設備設置場所：下記のとおりです。なお、実際のEV充電設備等の設置場所については、企画提案内容を踏まえ、市、受託者及び施設管理者と協議したうえで決定します。

利用可能時間：原則、利用可能時間の制限なし



③ 丸尾公共駐車場

土地の所有者：霧島市

土地の使用料：1年あたり、627円/m²

設備設置場所：下記のとおりです。なお、実際のEV充電設備等の設置場所については、
企画提案内容を踏まえ、市及び受託者と協議したうえで決定します。

利用可能時間：原則、利用可能時間の制限なし



④ 霧島市観光案内所

土地の所有者：霧島市

土地の使用料：1年あたり、308円/m²

設備設置場所：下記のとおりです。なお、実際のEV充電設備等の設置場所については、企画提案内容を踏まえ、市、受託者及び施設管理者と協議したうえで決定します。

利用可能時間：原則、利用可能時間の制限なし

